

長崎県立佐世保中央高等学校通信制

いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

【目指す生徒像】

- 自分の良さを客観的に認めることのできる自己肯定感を持ち、他者とのつながりの中で共感、学び合いのできる生徒。
- 命や人権を尊重し、進んで他者に貢献しようとする豊かな心を持つ生徒。

【いじめ対策委員会】

○いじめ対策委員会構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・カウンセラー担当・保健主事・各学年主任・該当担任（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）

○いじめ対策委員会活動

いじめ防止に関する指導方針の確認・検討を各学期に行うとともに、特徴のある生徒の情報交換を行う。いじめ発生時には迅速に開催し、組織的な対応や生徒の支援、関係機関との連携等を検討する。また、職員の人権研修についても検討を加える。

○関係機関等との連携

いじめ対策委員会での決定を受けて、県教育センター・警察等と情報を共有し、事案の分析・解決策の検討を行う。必要に応じ前籍校・出身中学校・職場等と連携をはかる。また、学校評議員等の外部の方に協力を求め、公平な視点より意見をいただく。

【いじめの防止】

- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級作り実践資料集」などを活用し教職員のスキルアップをはかり、すべての教育活動において総合的に人権教育を推進する。
- 受容を心がけるとともに、生徒とのふれあいを深め、ぬくもりのある学校づくりに努める。
- 人権学習や掲示教育により人権意識と生命尊重の態度を育成する。
- 生徒会行事を通して、他者との交流を深め、自己を再発見することで自己肯定感を高める。

【いじめの早期発見】

- 日頃から生徒観察を行い生徒の変化を見逃さない。けんかやふざけ合いであってもいじめを疑う視点を持つ。立番指導時の生徒に対する気付きは必ず記録簿に記載し、情報の共有化に努める。
- いじめ調査、二者・三者面談を定期的に行い早期発見に努める。
- 年2回、生徒情報交換会を行い、生徒情報を教職員で共有するとともに、各種障害のある生徒、特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的に適切な支援を行う。
- 生徒からの申し出がなされやすいように意見箱を設ける。

【いじめに対する措置】

- いじめの訴えが出た場合、教職員が一人で抱え込まず、速やかに対策委員会に報告し、情報の共有化、解決に向けた対策を組織的に講じる。
- 被害・加害者の保護者への連絡については、家庭訪問等を行うなど丁寧に行う。
- 被害者の教育環境を守るため、加害者の出校停止の措置をとる場合がある。
- いじめ傍観者に対しても、対策委員会で指導方針を決定し、人権教育・指導を行う。
- いじめ解消については、被害・加害生徒の様子や状況を注視し、慎重に判断する。